

**改正**

平成24年4月1日告示第66号

平成30年1月31日告示第6号

平成30年11月30日告示第135号

金ケ崎町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

**第1** 金ケ崎町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(協議事項)

**第2** 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事項
- (2) 町営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 形成計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

**第3** 交通会議の委員は、次に掲げる者をもって構成し、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副町長
- (2) 一般旅客自動車運送事業者を代表する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体を代表する者
- (4) 住民又は利用者
- (5) 東北運輸局岩手運輸支局の職員
- (6) 岩手県南広域振興局の職員

- (7) 岩手県警察奥州警察署の職員
- (8) 道路管理者が指定する者
- (9) 学識経験者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第4** 交通会議に、会長及び副会長を置き、会長は副町長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5** 交通会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、交通会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 交通会議の議事は、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 交通会議は、原則として公開とする。

(軽微な変更に関する取扱い)

**第6** 交通会議において確認された軽微な変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、交通会議の決議に代えることができる。

(協議結果の取扱い)

**第7** 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

**第8** 第2各号に掲げる事項について専門的な調査、検討及び協議を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

**第9** 会議の庶務は、商工観光課において処理する。

(その他)

**第10** この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

**制定文 抄**

平成19年9月1日から施行する。この要綱の施行後、最初の構成員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

**前文 (抄) (平成30年11月30日告示第135号)**

平成31年2月1日から施行する。